

## 国土審議会土地政策分科会企画部会

国土調査のあり方に関する検討小委員会（第 18 回）

令和 6 年 1 月 29 日

【橋国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第 18 回を開催させていただきます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。  
私、事務局を務めさせていただきます、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課国土調査企画官の橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、ウェブ会議併用での開催となります。会議の傍聴を御希望された方も、ウェブにてお聞きいただいておりのこと、御承知おきください。

動画投影などで配信トラブルがありましたら、何とぞ御容赦いただきますようお願い申し上げます。

それではまず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、資料 1 から 5 まで、それから参考資料 1、2 でございます。もし不足、不備等がございましたら、事務局にお申しつけください。

御出席されている委員におかれましては、御発言いただく際には挙手いただきましたら、マイクをお渡しします。

ウェブで御参加の委員におかれましては、御発言の際は手挙げ機能を活用いただき、委員長から御指名がありましたら、マイク機能をオンにしてから御発言ください。なお、マイク機能のオン・オフを御発言の都度、お願ひいたします。また、回線負担の軽減のため、御発言時のみカメラをオンにしていただき、それ以外ではオフにしていただきますよう、お願いいたします。

本委員会の議事につきましては公開といたしますが、カメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきます。

なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表とさせていただきます。

本日の委員会は、オンラインでの御出席を含めて全ての委員に御出席いただいております。久保委員におかれましては、所用のため、16 時半からのオンラインでの御出席の予定で

ございます。

なお、本日は仲山委員の代理として埼玉県企画財政部土地水政策課、課長でいらっしゃいます小山省吾様にオンラインで出席いただいております。

また、議事3(2)において、御発表いただく法務省、株式会社NTTデータ、またオブザーバーとして林野庁からも御出席いただいておりますので、この場で御紹介させていただきます。

法務省民事局民事第二課、地図企画官でいらっしゃいます楠野智之様でございます。

林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室長でいらっしゃいます城風人様でございます。

株式会社NTTデータソリューション事業本部デジタル事業部ロケーションインテリジェンス統括部LBS担当課長でいらっしゃいます杉本直子様でございます。

よろしくお願ひいたします。

【橋国土調査企画官】 続きまして、次第2として、議事に先立ち、中田大臣官房土地政策審議官より一言御挨拶を申し上げます。

【中田土地政策審議官】 土地審議官の中田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては御多忙のところ、この会議、またオンラインにて御参加していただいております。感謝申し上げたいと存じます。

まず冒頭でございますが、元旦に発生いたしました令和6年の能登半島地震によりましてお亡くなりになられた方々、その御家族に対して心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げたいと存じます。

国土交通省では、被災地の早期復旧・復興を一日も早く実現したいということで、関連の業界の皆様と共に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

さて、地籍整備につきましては、災害復旧、社会资本整備、あるいはマーケットでの不動産の売買、その他日本経済、国民生活にとって非常に重要な基盤となる事業でございます。一方でその進捗がまだ52%ということで、私どもとしては速やかに地籍整備の加速化を急いでまいりたいということでございます。予算につきましては、来年度予算、それから令和5年度の補正予算、合わせまして今年度予算及び昨年度補正予算の総額を上回る額を計上してございます。国の財政も非常に厳しい中、財政当局の理解も得て進めている次第でございますが、まだまだ道半ば、地籍整備も半ばということでございまして、今後の十箇年計画

を考えましたときに、より調査を迅速化していくために委員の先生方にいろいろ御議論を賜ってきたところでございます。

新年になりましたして、この春を目指して、こちらの審議会で取りまとめをしていただき、それを踏まえまして、我々も必死で地籍整備の迅速化を図ってまいりたいと考えてございます。今委員会での議論もいよいよ佳境を迎える、ぜひ委員の先生方には精力的な御議論を賜ればと存じます。本日は栃木県森林組合連合会さん、法務省さん、それからNTTデータさんからも大変有意義なプレゼンテーションをいただけるということで、どちらも踏まえまして、本委員会の報告書の骨子の原案を事務方で作成してまいりましたので、ぜひ、大所高所からいろいろな御議論をいただいて、取りまとめに向けた歩みを進めてまいりたいと思います。

本日、限られた時間ではございますけれども、改めまして皆様方の自由闊達な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【橋国土調査企画官】** それでは、これより次第3の議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。これからは布施委員長に議事進行をお願いしたいと存じます。布施委員長、よろしくお願ひいたします。

**【布施委員長】** はい、承知いたしました。

議事進行に先立ちまして、先ほど中田審議官からもお話をございましたが、能登半島地震の被災者の方々には哀悼の意及びお見舞いを申し上げたいと思います。

こういう被災のときですので、地籍整備の意義というのがまさに問われているときかと思います。そういう意味で本委員会は非常に重要な位置づけになるかと思いますので、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは、議事に従いまして進めさせていただきたいと思います。まずは前回の委員会及びその後のメールで、委員の皆様からたくさんの御意見を頂戴いたしましたので、それに対する事務局からの回答について、まずは説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**【實井地籍整備課長】** 地籍整備課長の實井でございます。

資料に基づいて説明させていただく前に、能登半島地震の被災地域における地籍整備の実施状況と地籍整備課の対応状況につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

石川県の地籍整備の進捗率は15%となっておりますが、特に被害の甚大な能登半島北部6市町における進捗率は志賀町が28%、能登町が6%、七尾市が2%、珠洲市、輪島市、穴

水町が1%となっておりまして、多くの地域で地籍調査未実施により土地に関する情報が整備されていない状況となってございます。

地籍整備課としての対応といたしましては、七尾市と志賀町など本年度地籍調査を実施している実施主体に対しまして、今回の地震を受けて国土地理院より1月5日付で地震発生地域及びその周辺地域の基本基準点成果の公表が停止されたことを踏まえまして、これらの地域における地籍調査については、暫定的な対応として次の工程に進まないよう、事務連絡で通知をさせていただいたところでございます。引き続き、過去の震災における対応なども踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら必要な措置を講じてまいる所存でございます。

それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。前回の委員会終了後、メールでの御意見、御質問などをいただき、ありがとうございました。回答及び関連する検討項目として整理をさせていただいたものでございます。本来であれば、全ての項目につきまして御説明をさせていただくべきところでございますが、時間の都合等もございますので、7項目について御説明をさせていただきます。

まず、項目の1番でございますけれども、土地取引等が活発に行われてきた都市部では、地積測量図を含め多くの筆界確認情報が存在している。これらを正確に反映するため、FR工程、これは筆界情報を現地に復元する測量を行う復元測量のことですが、いまだに多くの地域において実施されていないFR工程を、オプションのような取扱いではなく、必須の工程としていただきたいとの御意見をいただきました。地籍調査の現行の取扱いでは、復元測量につきましては筆界特定の申請、または街区境界調査の場合にのみ規定をされているものでございます。通常の地籍調査の場合は、地籍調査の実施主体が国土交通大臣の承認を受けて復元測量を実施しているところであります。調査工程の円滑化や調査成果の正確性確保の観点から、復元測量について現行の取扱いの見直しを検討してまいりたいと考えてございます。

次に、6番目でございますけれども、地方公共団体による筆界特定申請の活用は、第16回小委員会資料2の5ページのアンケート結果では、筆界特定までに長期間を要することなどにより低調であるとされているが、地籍調査を実施する中で筆界案が作成され、筆界を特定するための資料が収集されているのであれば、法務局が設定する標準処理期間よりも短い期間で筆界特定が可能ではないか。処理期間等に問題があるのであれば、どのようなものかとの御質問をいただきました。地籍調査を実施している地方公共団体による筆界特定申

請につきましては、御指摘のとおり、筆界を特定するための資料などが収集されている場合には、事前準備、調査の省略などが可能でありますので、通常の筆界特定申請よりも短い期間での筆界特定がなされるものと考えてございます。なお、地籍調査は、単年度予算、つまり4月から3月の間の予算で実施されているため、工期内で完了することができるかどうか、地籍調査の工程との調整に課題があるものと考えてございます。

次に、8番でございますけれども、街区境界調査が実施された地域では、その測量成果に基づく地積測量図を作成してもらうことが基本になることから、前回の小委員会で御説明いただいた川口市のホームページを活用した公開の取組のように、地籍調査の実施主体である自治体のほか、測量成果が送付されている法務局において公開する必要がある。なお、法務局の公開方法としては、公団の属性情報として公開することが考えられますとの御意見をいただいたところでございます。いただいた御意見を踏まえまして、街区境界調査の成果につきましては、その利活用の拡大に向け、御指摘の点について関係省庁と調整を進めてまいります。

次に、項目9番ですが、街区境界調査の実施区域の選定に当たり、換地確定資料が保管されている震災復興地域及び戦災復興地域を優先実施地域に含めてはどうかとの御意見をいただきました。いただいた御意見を踏まえまして、街区境界調査地域の選定に関しましては、震災復興地域や戦災復興地域の換地確定資料を活用することで効率的な街区境界調査が実施し得ることについて、ガイドラインなどで周知を図ってまいります。

次に、項目17番ですが、MMS・ドローンなどの最新技術の利用に関して、現時点では一筆地調査に使うことは難しいとあるが、調査図素図として用いるには十分な成果ではないか。街区基本調査ほど詳細ではないが、現況調査として実施して成果を公開し、後にその地域を測量する際に利用できるようにすることで、より活用されるのではないか。また、これらのデータを地籍調査のみに利用するのではなく、他の測量等に再利用できるようにすることも検討の余地があるのではないかとの御意見をいただきました。現在、MMSを活用した調査は、精度区分甲一地域、リモートセンシングデータを活用した調査は精度区分乙一地域の実装を目指して検討を進めているところでございます。資料1の6ページ、補足資料1-1に、検討項目といたしまして、リモートセンシングデータを活用した調査の対象範囲の拡大についての案を整理いたしました。令和2年の改正により、リモートセンシングデータを活用した調査手法を位置づけましたが、対象地域は課題となっていた山村部に相当する精度区分乙二、乙三地域に限定しております。その後、測量技術の進展によりリモートセ

ンシングデータを活用した調査手法を乙一地域へ導入することが可能であることを確認いたしましたので、資料の中頃に赤字で示しているように、対象地域の乙一地域等への拡大について必要な法令改正を進めていただきたいと考えてございます。補足資料1－2につきましては、集落近郊の里山においての実施事例でございます。

また、御意見にございました測量データの利活用についての御提案でございますけれども、点群データを用いた筆界の住民説明や道路情報管理、災害シミュレーションなどの様々な調査のための資料としての活用が考えられますので、測量成果の利活用について幅広い視点で検討してまいります。なお、MMSの測量成果を活用した調査図素図の作成について御提案をいただいたところでございますけれども、調査図素図につきましては、地籍調査の現行の取扱いでは、登記所の地図を複写して作成することになっておりますので、MMSなどの測量成果の活用につきましては、現時点では想定はしてございません。

次に、18番でございます。防災・減災、土地取引の円滑化といった地籍調査のメリットを紹介されているが、今回の自治体のお話の中で道路境界の確認業務の省力化というお話があった。土地所有者に対してのメリットも十分あるが、道水路のみならず、公共用地の管理業務、いわゆる役所内部における省力化に非常に寄与できるということもアピールすべきとの御意見をいただいたところでございます。御指摘をいただいたとおり、道路境界の確認業務の省力化などの役所内部の業務の省力化なども地籍調査の効果事例ですので、業務省力化の事例の収集及び地方公共団体への横展開を進めてまいります。

最後に、19番でございますけれども、17回小委員会資料1、補足資料9の左下に優先実施地域の地籍調査の完了には約70年、1兆円程度の国費投入が必要と説明してございましたが、多くの地域では今後30年以内に起こると予想される次の大震災までには地図の整備は間に合わない可能性が高く、公図による震災復興のシミュレーションを準備しておくことも、特に都市部においては必要ではないかとの御意見をいただきました。御指摘を踏まえ、今後どのような地域で優先的に地籍調査を進めていくのか、防災に関する部局とも連携いたしまして、第8次十箇年計画に向けた優先実施地域の考え方の検討を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。皆様からの御意見は、議事の(4)の意見交換で別途お時間を取っておりますので、これまでどおり、そこで御意見をいただければと思いますが、この時点でどうしても確認しておきたいということがございましたら、1件程度

はお受けできるかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、また御意見がございましたら、議事(4)のところでぜひとも御意見を頂戴できればと思います。

**【布施委員長】** では、次の議事(2)に移りたいと思います。委員、各省庁及び民間事業者からの発表ということになりますが、本日は、佐橋委員から、栃木県森林組合連合会で地籍調査を実施されているお立場から、森林における地籍調査の実施状況やその課題について、また法務省民事局民事第二課から、地籍調査と連携して推進している法務局地図作成事業の今後の推進の方向性について、また、株式会社NTTデータから、地籍調査の成果である地図データの利活用の可能性について御発表いただけすることになっております。発表は続けて行っていただければと思いますので、まずは佐橋委員からよろしくお願ひいたします。

**【佐橋委員】** 栃木県森林組合連合会代表理事専務の佐橋でございます。

それでは私から、資料に基づきまして説明をさせていただきます。いただいた時間に収められないかもしれません、また上手な説明ができないかもしれません、お許しいただければと思います。

それでは、2ページをお開きください。栃木県森林組合連合会は森林組合法に基づき設立された協同組合でございまして、主に市町村単位で、その地域内の森林所有者を組合員とする単位森林組合、栃木県内では11組合ございまして、私どもはこの森林組合を組合員とする栃木県森林組合連合会となっております。

3ページをお開きください。本会の概要でございます。昭和16年に設立されまして、取り組んでいる事業といたしましては、組合員が生産する原木丸太の共同販売、林業資材販売などを実施しております、木材共同販売取扱量としましては年間20万m<sup>3</sup>、取扱金額で31億円ほどでございます。事業売上高としましては13億2,000万円ほどでございます。

4ページをお開きください。本県の森林・林業の現況でございますが、栃木県内の森林面積は35万ha、県土の55%でございまして、その森林から生産される丸太生産量は年間66万m<sup>3</sup>となっております。東北地方を除く本州では1位の生産量となっておりまして、なかなか林業も盛んなところであるというところを訴えたいと思っております。

次に5ページをお開きください。地籍調査の進捗状況でございます。表にあるとおり、全国平均の全体では半分程度、林地ではさらに進んでいない状況でございます。

6ページをお開きください。なぜ栃木県森林組合連合会が地籍調査をしたのかというところでございます。一つのポイントになると思いますが、県林業部局から新しい航測法によ

る地籍調査を実施してみないかという打診がございました。まず、平成29年度に県から2,800haぐらいで実施してはどうかと打診があり、その後、令和元年度にさらに2,000haの打診がありまして、現在4,800haの調査に取り組んでいるところでございます。私どもも、森林施業を進めるのに境界明確化の必要性を、下の囲いの欄の中の理由にあるとおり、強く認識をしていたところでございます。そういった観点から、栃木県森林組合連合会でやろうという決断をして取組が始まったということになっております。

7ページを御覧ください。決断はしたもの、始めるに当たっての課題といいますか、大丈夫かななどもありますが、7ページに5つほど、そのときの課題を整理させていただきました。まず大きなところでは、現地に行かず図上で確認するという新手法で実施することを所有者に納得してもらえるのだろうかということが強くございました。それと、一番下の段になりますが、縄伸びにより面積が増えること、そんなことを受け入れてもらえるのかということです。そのような懸念がございましたが、ここに記載のあるような対応をすることで、現時点では支障は出でていない状況でございます。

8ページを御覧ください。私どものこれまでの取組状況を整理しますと、現在は第7次国土調査十箇年計画に、計画面積4,800ha、県内25市町のうち、12市町での実施を計画しております。全て航測法での実施でございます。これまでの実績といたしまして、認証登記まで済んだところが289ha、認証申請中のところが696ha、現在、完了も含めまして着手しているところが4,800haのうちの3,370haというところでございます。

9ページを御覧ください。まず、2,800haの年度計画ということで、このような計画を立てまして、令和9年までに完了するように今進めているところでございます。

10ページをお開きください。これが追加で依頼されました2,000haの計画ですが、これも令和9年度までに終わるような計画を立てて着実に今進めているところでございます。

11ページを御覧ください。私どもが行う地籍調査の財源スキームでございますが、2,800ha分と2,000ha分の支援をいただく財源のスキームが図のように異なっております。2,800haにつきましては国庫活用型ということで、国から3分の2をいただきまして、それ以外は全部、県の独自課税である県民税を充当していただいて実施しているわけです。2,000haについては、県民税100%充当という形になっております。このような特徴でございますが、今申し上げましたとおり、地籍調査事業、全て事業は国、県の補助金100%、そして県の財源には森づくり県民税が充当されている。さらに、栃木県森林組合連合会の人件費も、森づくり県民税で別途支援をいただいているということでございます。

12ページを御覧ください。事業スキームを整理しております。栃木県森林組合連合会では、実施主体となりまして、事業計画の策定、業務委託、地元測量会社とも一緒にやっており、業務委託の発注、実施者の検査などが主たるものになります。そして、航測法の実施の前提となる航空レーザ測量につきましては、最初スタートしたときには既存測量成果がない部分もありましたので、当会で測量からやっておりましたが、現在はもうほぼ県で計画的に進めていただいておりまして、本年度、令和6年度で航空レーザ測量は全域完了するという形になっております。

13ページを御覧ください。航測法による地籍調査の流れでございます。これはリモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査の流れのとおりですが、栃木県森林組合連合会で実施している上のポイントといたしましては、航測法といえども、現地立会いができますよという方、あるいは境界点がありますよというところにつきましては、現地調査を極力実施しているところでございます。

次に、14ページを御覧ください。「所有者立会い・既設境界杭の確認」状況の写真でございます。真ん中の写真のところに赤丸が写しておりますが、ここには土地所有者の方が定めた境界杭が打たれておりますので、ここにつきましては、この位置データを境界案に反映させているところです。

15ページをお開きください。集会所における筆界確認の状況写真でございます。まず、右上の写真ですが、これは当日集まつていただいた方全員に説明をしているところです。先ほど申し上げましたように、境界杭があるところとか、現地確認をしたところなどについて、ここがそうですよという形で、筆界案にある点を説明しますと、筆界確認へ来ている人たちの安心や納得に繋がっているものと思っております。下の段は個別に説明をしているところでございます。

次に、16ページを御覧ください。これはもう既に御存じだと思いますが、集会所で使用する画像データ、微地形表現図、オルソ画像、林相識別図の上に筆界案をのせまして、これで説明をするという形になってございます。

17ページを御覧ください。航測法実施のメリットでございます。山村部でのリモセン技術を用いた地籍調査は、次の理由から有効だと考えております。まず、山に対する所有者の関心が低くなっている現状、それと所有者の多くが高齢で山に行けないという現状があり、一方で所有者は境界をはっきりしておきたい、させたいという強い思いがございます。そのようなことから、現地立会いが不要ということで協力がかえって進んでいるのではないかと

考えております。次に、最新の技術に対する抵抗感は少ない。杭を打たないことを頭から否定する人はいません。説明すれば分かってもらえます。縄伸びによる面積増加も理解が得られます。こういった理解が得られるということは、先ほども触れました通り所有者は境界をはっきりさせて、次の世代につないでいきたいという強い思いがあることから、理解が得られると考えております。当然のことながら、筆界案を作る手法以外は通常の地籍調査と何ら変わらないという状況です。結論になりますが、森林所有者は航測法での実施に理解をし、調査を歓迎されたと私どもでは理解しております。

18ページを御覧ください。森林組合が実施主体となるメリットを整理いたしました。森林所有者の多くが私ども組合の組合員でございますので、同意が得られやすく、森林組合職員は山に関するプロですので、森林地形、林相、境界、施業履歴など現地を熟知しており、筆界案が作りやすい。また、私ども森林組合では、日頃から境界をはっきりさせたいという強い思いがありますので、職員の意識は高いものがあると自負しているところでございます。そのようなことから、森林所有者から信頼を得ており、地籍調査を森林組合であるからこそ円滑に実施することは可能であると考えております。

19ページを御覧ください。「取り組みからの課題」として整理をいたしました。一方で、森林組合が実施主体になる上での課題もございます。整理すると記載の5つの項目になります。まず、費用が捻出できません。必要経費は全額補助、支援をいただきたいと思います。栃木県森林組合連合会が実施しているのは、そういった支援をいただいております。次に認証書類の永久保存、これは私どものほうで同意書等を永久に保存しているわけですが、永久にという言葉には戸惑いがありますので、ここは行政に保管を委ねられればなと思っております。それと、固定資産課税台帳の利用では、行政に比べれば土地改良区等その他の団体ではハードルが高いので、これも行政と取扱いと同じにできないかと考えており、この3つの課題を解決するには、現状の制度では包括委託制度によりまして、森林組合が市町村から業務受託をするのが一番いいのかなと考えております。

次に、法務局との連携に時間を要すということでございます。私どもでは法務局さんに相談するときに、忙しい中から相談日を設定する、あるいは関係書類を郵送してくださいというお話があり、お送りしたところ、なかなか返事が来ない。こちらも遠慮してしまって積極的にいかないというところもあるのですが、もう少し連携が取れればと考えております。

次に、国有林との筆界点（既設座標値）の取扱いに航測法による調査メリットが十分に活かされていないということでございます。既設座標値があるのですが、どうもその既設座標

値がかなり昔のデータだということもありました。うちのほうでは頂いた既設座標値をそのまま丸のみして成果を作っているのですが、少し再測を要するという声が聞こえたりもしますので、あくまでもここは割り切ってといいますか、航測法の趣旨を十分に理解いただいて同意をいただければと思っております。そのような現状を説明申し上げましたが、現実的には、その年度内に同意をいただけているところではございます。そういったことから今後の懸念としては、座標値がないところの取扱いとか、古い座標値の取扱いなどについても、ある程度定例化していただいたほうがスムーズに進むのではないかと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして法務省の楠野様より御発表をお願いいたします。

【楠野様】 法務省民事局民事第二課地図企画官の楠野といいます。どうぞよろしくお願ひします。

今回は法務局地図作成事業についてお話をさせていただく機会を設けていただいて、ありがとうございます。簡単ではありますが、御説明をさせていただきます。

法務局の地図作成事業ですが、不動産登記法第14条第1項に定められる地図、こちらが先ほどの地籍調査率と同様に少ないとということで、これを法務局自身が作っていく作業と位置づけて行っています。現在、法務局では、全国の都市部の人口集中地区のうち、困難度の高い地図混乱地域を対象に地図整備を進めています。現在進めている地図整備計画に関しては、令和6年度、来年度で終わりということになっていますので、まだまだ地図整備が進んでいないということで、令和7年度からの次期地図整備計画を作らなければいけない状況でございました。

現在、法務省のホームページなどを見ていただくと、対象地区としては都市部の人口集中地区の地図混乱地域、場合によっては大都市の枢要部、地方の拠点都市の地図混乱地域といったレベルで、どこをやるかといったところを決めていたところでございます。ただ、そのような状況で法務局の地図作成を選定するのに、どういった基準でやっているのか、効果検証をやっているのかといったような御指摘を受けることがございました。そういった中で、令和5年9月から12月、月に1回のペースで外部の有識者の皆様の御意見を伺うため、一般社団法人金融財政事情研究会が主催する検討会に、この法務局の地図作成事業の将来ビジョンということで提言をお出しいただきました。

この中で、今まで行っていたのですが、D I Dの地図作成を早期に完遂するべきではあるが、特に地図混乱地域では難易度が極めて高いということで、こちらを引き続きしていくのだといったような提言をいただいたところになります。ただ、これだけではどこをやればいいのかといったところがなかなか外部にきちんと説明することができなかつたので、今回のこの提言の中で選定基準や選定方法をどうしたらいいかといった提言をいただいたところになります。

この地図整備は、平時における社会経済の円滑化だけではなく、非常時における復旧・復興の迅速化に大きな効果が得られる。こちらは地籍調査と一緒に考えております。実際の中身としては、法務局は今までそういったことは考慮していたのですが、それをきちんと公表するような形にするということで、今回の提言の中では、法定の災害指定地域、南海トラフとか首都直下地震といったところの対策区域に指定されている地域、ハザードマップにおける災害リスクが高い地区とか、防災・減災に資する公共事業、開発計画が存在する地域、インフラ整備に係る公共事業や開発計画が存在する地域、場合によっては開発等の都市の活性化につながる計画がある地域が地区選定の考慮要素として挙げられています。また、地方自治体が狭い道路解消を進めている地区、こういった地区で防災のために道路を広げるとか、そういう事業を行っているところを、法務局の地図作成で筆界を先に確認しておくことによって、その事業の進捗ペースが速まるだろうということで行っていったらいのではないかといった提言をいただいたところです。

法務局では、現在は全国実施型、大都市型、震災復興型と3種類の類型に基づき地図作成をやっておりますが、全国実施型といつても一般の方はなかなか分からぬということで、きちんと防災の観点やまちづくりのためにやるのだといった防災・まちづくり型、大都市部、東京や大阪、名古屋ではなかなか進んでおりませんので、そういったところに特化してやる大都市特化型、また被災地域で行う、現在ですと、東日本大震災の被災地域や熊本地震の被災地域で筆界確認がスムーズにできないと困っているところを先に法務局の地図作成事業で行っている震災復興型、という名称にそれぞれ改めた上で実施すべきという提言をいただいております。今後も、こういったところを進めていく必要があるなかで、今回、能登半島でも地震があったのですが、こちらでも政府の他の事業を踏まえて、国交省さんとも御相談しながら、法務局の地図作成をこちらでもやるかどうかを含めて、今後は検討していく必要があると考えています。

大都市の枢要部、先ほど東京や大阪、名古屋と言いましたが、こういったところだけでは

なく、ほかの地方法務局、例えば関東甲信越であれば政令指定都市が横浜、埼玉、千葉、新潟、静岡にございますし、ほかに岡山市、熊本市にもありますので、そういったところでも、この大都市特化型を行ったほうがいいのではないかといった提言をいただいたところでです。

また、法務局の地図作成は基本的には特に大都市の枢要部を行っていますので、地籍調査も同様だと思いますが、厳密な測量の精度が求められているということで、最新技術、ドローンやMMSの精度で、それを活用するのは現状では困難かと考えているのですが、技術はどんどん進化していますので、そういったものも使えるようになるタイミングがあるのでないかと、そういった最新技術の精度が上がっていったのをきちんと注視しておく必要があるとの提言をいただいているます。

また、事業の効果ですが、検討会では、災害発生のときに復興に役立つものであるから経済的効果の把握は必要ないといった御意見もありましたが、役所としては、やはり国の予算を使って行っている事業ですので、経済的効果の把握も必要ではないかということで、なかなか特定の経済的指標だけで検証するのは難しいかもしれないのですが、色々のものを使って検証していくことは必要ではないかということになります。こちらは、例えば地図作成をしていれば、筆界確認がされているという状況になりますので、今まで地方自治体においてかかっていた官民境界の確認について、法務局の地図作成がされたおかげで確認作業が必要なくなった部分が出てくるとか、地図が少し混乱していて境界確認ができないから取引ができないといったケースもございますので、そういったものができるようになった件数を調べていくといったようなことが考えられるのではないかと思います。

法務局の地図作成は、次期地図整備計画に向けて、こういった点を行っていくべきだと提言をいただきましたので、それを踏まえて今年度中に基本方針を決めて、来年度、地方自治体の協力を得て、法務局においてどこの地図作成事業を行うか決めていきたいと考えています。

簡単ではありますが、説明をさせていただきました。どうもありがとうございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、続きましてNTTデータの杉本様、お願ひいたします。

【杉本様】 では、NTTデータの杉本より次の御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

地籍調査成果の地理空間情報としての活用の可能性と題して御説明させていただきま

す。15分間お時間を頂いていますので、駆け足になりますけれども、お聞きいただければと思います。

資料をめくっていただきまして、アジェンダになります。3章設けておりますけれども、地籍調査成果として、その後、法務局の備付地図データとして昨年1月に公開されたデータを基にして、どのように地番のデータをサービスに利用しているのかというところを、事例を交えまして御紹介させていただければと考えております。

遅ればせながら、次に自己紹介を挟んでおりますけれども、私、地図のサービスを10年担っておりまして、施策の検討からプロジェクトの推進までやっており、主にセールスを担当しております杉本と申します。よろしくお願ひいたします。

では、早速本題に移っていきたいと思います。最初にまず、私どもの地理空間情報への取組ということで、どういうことをやっているものかというところを御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。地理空間情報と申しましても様々なものがありまして、地盤のデータ、筆界のデータはもちろんですが、ベースは地図になっておりまして、それに加えまして様々なコンテンツをプラットフォームの中に配置しまして、それを基に社会インフラですとか災害対応、交通問題、いろいろなものに対応するようなサービスに仕立てて提供しているのが私どものサービスになっております。ここの中で最近特に注目をされているところをかいづまんて次のページから御紹介させていただきます。

まずはプラットフォームになっておりますのがBizXaaS MaPになっております。これは30年前からサービスを提供しているものになっており、いろいろなコンテンツをベースにサービスしているものになりますが、地図情報といつて地図、あとは都市計画であったり不動産、国勢調査などをベースにしたマーケティング系のコンテンツといったものをベースに、お客様のデータを上に重ねて分析したり、シミュレーションをしたりして活用いただくというのが旧来のG I Sのサービスになっておりました。これをさらに発展させていくデジタルツインというところが一時期流行っておりましたけれども、そういった形で実世界のものをシミュレーションしていくためには、より高度なデータが必要になってまいりますので、そういうものをどのように集めているかというところを次から3点御紹介させていただきます。

まず1つ目が、7ページ目に移り、3D地図サービスになります。AW3Dです。これが世界最高解像度の衛星画像が撮れるものになっておりまして、30センチから40センチ解像

度のオルソ画像を取得することができます。これによってビルの3Dデータにしたり、地形のデータを取得したりすることが可能になります。これは見るだけではなくて、画像処理技術を用いることによって建物の矩形を捉えたりですとか、被災箇所、変化点を捉えたり、災害に限らず道路の変化箇所、あとは地図の中での緑地がどういうふうな割合を占めているのかを抽出してくることができます。このように、ただ画像として扱うのではなくて、処理した結果をお見せすることによって、実際に業務に使っていただけるデータにしていくというところを実行しております。

次に移っていただきまして、もう一つ写真の観点で言いますと、ドローンによる画像の取得がございます。こちらは、このAW3Dを使いまして、1月2日のタイミングで輪島の上空から撮影したデータになっております。左と右で、どこが焼失したエリアなのかというところ、これは引いた画像になりますけれども、見ていただけると思います。こういった形で、翌日にはどこに影響が出ているのかを確認していただける、このスピード感が使っていただけるところと考えております。

9ページに移ります。こちらはドローンになります。ドローンも災害の中で活躍するもの一つとして、皆さんに御認識いただけてきているところにはなりますが、自動航行システムを用いまして、遠隔から安心安全に現地の状況をつかんでいただくことができるようになっているというところが今の実態になっております。こういう形で行政機関やインフラ事業者、災害対応において高度に現地の状況をつかんでいただくことを支援させていただいております。

最後になります。10ページ、こちらはまだ実証段階になるのですが、ドライブレコーダーの配信画像も、プラットフォーム化して集めていくことで使えるデータになるのではないかと、今、沖縄で実証実験を進めております。これを基に路上駐車の状態だったり渋滞、あとは工事、通行止めがどのあたりで行われているのかというところをつかんでいくことによって、情報として蓄積して観光だったり、自治体だったりに使っていただけるデータとなるのではないかと検証を進めているものになっております。

ここまで私どもの取組の御紹介でした。ここから地籍調査結果の活用事例ということでお題に入らせていただきます。

12ページをお願いいたします。登記所備付地図データのオープン化の流れとしておりますけれども、昨年1月に登記所備付地図データが一般公開されたことによって、その活用が今進んでおります。もう皆さん御存じだと思いますけれども、オープン化されたデータには、

不動産登記法の第14条1項に基づく登記所備付地図、地籍調査結果としてまとめられたものと、あとは14条4号に基づく地図に準ずる図面、いわゆる公図をベースにしたもののが含まれております。前者に関しましては、地図の上に重ねて表現することも簡単にはなるのですが、後者に関しましては、地図の上に重ねて、どこにこの地図の公図の場所が該当するのかというところを判断するのが難しいものになっております。ただ、これ自体は筆界が分かりまして、それをベースに登記を取って地権者さんを確認することができる非常に有効なデータになりますので、これを基に、どのように民間事業者に活用していただくことができるのかというところを私どものソリューションとして検討してきたものになっております。

13ページです。市街地のほうは、任意座標系と呼んでいる14条4項に基づく地図が多くて、公共座標系といって地図に重ねることが簡単なものが少ない状態になっております。赤く地図上に表示していますけれども、これが今現在、公共座標系として地籍調査の結果の地図として公開されている部分になっておりまして、東京の地図なのですけれども、あまり調査が進んでいないというところが御確認いただけるかと思います。これはまっていないところを、パズルを解くような形で、公開されたファイルを当てはめていったりですとか、地図に当てはまるように変形したりして重ねていき、重畳していく、地図上に表現していくということを実施しております。

14ページをお願いいたします。これを全国整備することによって、不動産会社ですか金融機関ですか、登記を取ったり、地図を確認したりするお客様が全国網羅的に地図情報を確認することができるということ、あとは任意座標系といってさっきの公図のエリアに関しても、併せて同じような使い勝手で利用することができることになります。あと3点目として、併せて登記を取得する機能も私どもは具備しておりますので、それを基にして地権者を確認するところまでを業務の中で御提供することによって、登記に関連する業務の効率化・高度化を支援することを目指しております。実際にまだ全国を整備し切れてはおりませんが、70から80%程度埋まった状態になっておりまして、その状態も含めて動画で確認していただければと思っております。

配付資料にありませんが、前方スクリーンを御確認ください。

この緑色が公共座標系、地籍調査の結果で提供されているファイルがあるエリアになります。ここに黄色のファイルを載せて、今、残りの任意座標系も載せた状態になっています。今、茨城の辺りを拡大させていただいております。拡大していくと、筆界それぞれにきちんと

と地番が振られていまして、これを基に登記を取ったり、土地のエリアを確認したりしていただくことができるようになっております。航空写真を重ねると、さらによく分かるようになっているかと思いますけれども、土地の範囲ですとか道路の範囲に沿ってきちんと整備されています。

今、八王子に切り替えましたが、八王子ですと緑の公共座標系のエリアがぽつぽつと間引いて存在するような状態になっておりまして、今みたいな形で自分の調べたい土地を確認するときに、歯抜けになってしまっております。ここに今、赤い線が引かれましたけれども、任意座標系で公図の情報を基に地図上に重ねて、ほかのエリアも同じように緑と赤が交互に並んでおり、地図上で筆界確認していただけるようにしているのが私たちのサービスになっております。八王子の端のほうへ行きますと、山が出てくるのですけれども、こういう形で四角くないところに関しましても、きちんとパズルを埋め、今、都内のほうは割と整備率が高くて埋まってきておりまして、地番を確認していただくことができるようになっております。

次に、分かりやすい例として諸島部、ここは公共座標系が全くないところになるんですけども、ここに関しましても、この黄色い形で当てはめることができておりまして、島の形できちんと当てはまっているので、ずれがないところを確認していただくことができるかと思います。こういう形で地図を確認するだけで、土地の形状と地番が分かる。これによつて登記を取得するところが効率化されるということで活用いただいております。

資料に戻りまして、16ページをお願いします。今のデータですけれども、使っていただいているお客様は、不動産会社と金融機関のお客様がやはり多いです。不動産業界ですと、16ページ、土地の仕入れのときに地権者を確認するというところで、従来のコンテンツですと、ここの住所に対してどういう地番なのかということが分からなかつたところを、地図上で確認するだけで地番が分かり、それによって登記を取得して、地権者交渉を行うということを使っていただいております。

17ページに移りまして、金融機関、こちらは先ほど前段で申し上げましたとおりで、このデータ以外にも地下のデータですとか用途地域のデータ、あとは最寄りの駅のデータとかも取ることができますので、これらを地図から一元的に取得していただきまして、担保不動産の査定ですか、不動産仲介の物件の値づけ等に活用していただいております。

では、今後に向けて、最後、19ページから御確認ください。今まで不動産会社、金融機関での利用が多いのですけれども、同じように地番を確認するという点では、電柱の施設や

ガス等を含め、電力会社やインフラ会社にも使っていただけるようなデータになっていくのではないかと考えております。

電柱ですとポイントになってまいりますけれども、20ページです。電線の管理になってきますと、より多くの地権者との交渉が必要になってまいりますので、電線の領域を地図上に可視化しまして、重なるところの地番を確認して、地権者を確認していくということで御活用いただけないのでないかと考えております。

あと21ページ、冒頭から皆さん議論されているとおりで、地番が分かるようになってきますと、ここに衛星写真の災害前、災害後を重ねることによって、どういうところの境界でもう一度調査が必要なのかを探していただくことにも活用していただけるのではないかと考えております。

最後になります。まとめにしておりますけれども、オープン化していただいた地籍調査の結果を基に、皆様の地番の確認ですとか筆界の確認の業務の効率化というのが今まさに進んでいるところになります。私どものほうでも、さらに求められる形を確認しながら、新たな機能などをサービス化していきたいと考えておりますので、皆さんの御意見を頂戴できればと思っております。

以上になります。ありがとうございました。

**【布施委員長】** どうもありがとうございます。佐橋委員、楠野様、杉本様、大変貴重な御発表ありがとうございました。委員の皆様からの御質問等は、この次の議題の後にまとめて頂戴しようと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**【布施委員長】** それでは、次の議事ですが、(3)としまして国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書（骨子案）の説明ということで、これまで委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局で骨子案を作成しました。では、まずはこちらの骨子案の説明を事務局からお願ひいたします。

**【實井地籍整備課長】** よろしくお願ひいたします。それでは、国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書（骨子案）につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、冒頭の目次を御覧いただければと思いますが、IからIVまでございますけれども、本日は骨子案ということですので、IIとIIIにつきまして御意見をいただきました主要な論点などをまとめさせていただいているところでございます。

まず、地籍整備につきまして御説明をさせていただきます。1ページ目を御覧ください。

IIの1.といたしまして、地籍整備の現状と課題ということで、まず(1)に地籍調査の概要

と効果について整理しました。その中で地籍調査は、その実施によって土地取引の円滑化はもとより、災害発生時の早期復旧・復興、社会資本整備・まちづくりの効率化などの効果が生じることから、まさに社会のインフラとして重要ということをさせていただいているところです。

(2)に地籍整備の実施状況について、①に地籍調査の実施状況ということで、令和4年時点までのものを表としてお示ししております。②といたしまして、令和2年に措置した新たな調査手続、効率的な調査手法の活用状況ということで、第16回の小委員会で細かく説明させていただきましたが、その概要につきまして表で整理しております。また、(ア)から(カ)につきまして、それぞれの課題につきましても整理したところでございます。③につきましては、19条5項の指定の活用状況等について整理しております。④につきましては、関係機関との連携ということで法務局、林務部局との連携につきまして整理をしております。⑤につきましては、未着手、あるいは休止中の市町村の解消ということでございますけれども、これまでの取組の状況につきまして表として整理をしております。

(3)でございますが、地籍調査を取り巻く近年の動向ということで、4項目につきまして整理をしています。その中で①災害リスクの高まりというところでございますが、こちらでは令和6年の能登半島地震につきましては、整備率が低いというところで津波や土砂災害の被害が発生しているところですが、南海トラフの発生が懸念される中、地籍調査を速やかに実施し、円滑な防災・減災事業の実施や迅速な復旧・復興につなげる必要があるとしております。また、③のところでは、地理空間情報のデジタル化の進展というところで、本日、先ほどNTTデータ様より御報告をいただいた関連分野でございますけれども、登記所備付地図の電子データについて地理空間情報として新たな付加価値を創出する取組が進展しているということで、さらなる役割が期待されるということを示しております。

4ページ目の(4)地籍整備の課題でございますけれども、こちらにつきましては、これまでの課題、整理させていただいたものを取りまとめたものでございます。

Ⅱの2.の第7次計画後半における取組の方向性でございますけれども、(1)地籍調査の実施環境整備について、地籍調査を継続的に実施するよう、実施環境の整備に十分努めるとともに、例えば測量会社と土地家屋調査士事務所が協働して地籍調査を受託できる団体による好事例の収集・横展開といったものについての措置を講じるべきとしております。

(2)一筆地調査の円滑化ということで、①所有者等関係情報の利用拡大といたしまして、従前、固定資産課税台帳というものを利活用できるようになりましたけれども、それと同様

に利用可能な情報について整理し、拡大を図るべきとし、さらに、その際、個人情報の保護に留意しつつ、森林組合等の民間事業者が地籍調査の実施主体となる場合も含めた検討を行うべきとしております。

②現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の対応でございますけれども、土地所有者の所在が判明しているにもかかわらず、現地調査などの通知を行っても反応がない、立会い等の協力が得られない場合において、筆界案の送付により確認を求めても期限内に何ら回答がない場合でも調査を進めることができるような措置を講じるべきとし、また、その際、実施主体である市町村等に対する事後の紛争リスクを軽減する措置についても、併せて検討を行うべきとしております。

③オンラインによる筆界確認について、これは図面等だけでは十分に確認することができない場合について、オンラインの活用も検討すべきというものでございます。

④地方公共団体による筆界特定申請の活用促進でございますけれども、これは5ページ目のところに書いておりますが、筆界未定の事前防止の観点から、活用促進方策を講じるべきとしております。

⑤現地調査の整理・将来的なあり方の検討でございますけれども、地籍調査における筆界確認の類型をケースごとに分類し、ガイドライン等を作成するということで、地籍調査に当たる市町村の負担、事後の紛争リスクの軽減のための措置を講ずるべきというものでございます。また、民法改正による共有関係のルール見直し等も踏まえまして、現地調査の在り方を長期的な視点で検討すべきとしております。

(3)都市部における地籍調査の促進ですけれども、①につきましては、街区境界調査の導入促進ということでございます。こちらにつきましては、マニュアルの作成など、そのほか地籍アドバイザーや国の職員の派遣等によって普及・啓発を進めるべきと書いております。

②19条5項の指定制度の活用促進につきましては、国によるモデル事業の実施等を含めてノウハウの収集等を進めるべきとしております。

(4)山村部等における地籍調査の促進でございますけれども、リモートセンシングデータを活用した調査の取扱いにつきまして、本日説明させていただきましたが、現行法令上の取扱いについて見直しを検討してまいりたいと思っております。

(5)地籍調査の効果等に関する周知・広報ということで、早期の復旧・復興に資する点を周知・広報すべきというところでございます。

(6)地籍調査成果の利活用の促進でございますけれども、これにつきましては地理空間情

報として活用されていくよう、関係省庁と連携しながら、情報収集や事例創出に努めるべきとしております。

(7) 第8次計画策定に向けた長期的な検討につきましては、次期計画の策定を見据えた調査実施地域の方向性について早急に検討を開始すべき等としております。また、災害の関連につきましては、激甚化、頻発化、土地取引需要の変化、登記所備付地図のオープン化、実態上調査困難な地域の扱いなどがございますけれども、進捗が遅れる地方公共団体がある中での目標設定のあり方などについて配慮すべきというところも書いてございます。

地籍整備につきましては以上でございます。

【遠山大臣官房参事官】 続きまして、土地分類調査について御説明させていただきます。  
6ページを御覧ください。

参事官の遠山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

1. の土地分類基本調査の現状と課題でございますが、調査では地形の改変履歴ですとか土地利用の変遷、過去の災害履歴を取りまとめており、近年の災害の頻発化・激甚化を受けまして、土地の安全性や災害リスクに対する国民の意識、関心も高まる中、それらの判断材料となり得る土地分類調査の重要性が増しているということをお示ししております。

(2) の実施状況ですが、進捗率は21%と若干遅れが出ております。令和5年度からは解析技術の進展を踏まえた効率的な調査手法を導入しまして、今後、整備面積の拡大が期待されるところということをお示ししております。

(3) の課題のまとめですが、課題としては、まず第1に整備の加速化が挙げられ、風水害が頻発している地域ですとか、大規模地震の被災想定地域等を考慮しつつ、調査を着実に実施していくことが必要と考えられます。また、調査成果を分かりやすく、より広く利活用していただくために、例えば3D表示ですとか、他の情報との重ね合わせができるなどを見込みやすくお示しして、一層の情報発信を図っていくことが必要であると考えております。

2. の取組の方向性につきましては、調査形態や利用者ニーズを踏まえた土地分類項目の見直しを実施すべきであり、また、災害リスクが高いと考えられる地域の調査を優先すべき、地方公共団体、一般利用者等への普及啓発を行うべきとしております。最後に、防災部局等との連携を視野に入れて、調査成果の利活用に取り組むべき等の方向性をまとめております。

御説明は以上になります。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。今回は骨子案ということですので、詳細な文章は今後書き込まれていくということになりますので御注意ください。

それでは、委員による意見交換に入っていきたいと思います。本日の事務局からの御説明、また、お三方からの御発表に関しまして、皆様から質問、御意見をいただきたいと思います。これまでもそうでしたが、今回、事務局からの説明やお三方の発表以外にも、皆様いろいろと問題意識をお持ちかと思いますので、それに限らず自由に御発言いただければと思います。これも毎回同様ですが、3名の方をワンターンにして、その後、本日、事務局で答えられることに関しては、その場でお答えいただくということで何ターンか回していくだけだと思います。注文ばかりで恐縮ですが、可能な限り多くの方々から御意見をいただきたいので、申し訳ございませんが、お一方3分程度で御質問、御意見を述べていただければと思います。

それでは、どなたからでも構いませんので、御質問、御意見のある方は挙手をいただきまして、オンラインの方も挙手機能を使っていただければと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。では、石野委員、お願ひいたします。

【石野委員】 土地家屋調査士の石野です。

冒頭より能登半島の地震に対しましてお見舞い等々をいただきまして、また私自身、石川県民として正月、1日から多くの方から、このメンバーの方からもお見舞いの一報等を頂戴いたしまして、改めて感謝いたします。また、この委員の皆様の今後の能登の復興のための御尽力ということも改めてお願いする次第でございます。

いろいろと御意見を申し上げたいところはありますけれども、直近の課題といたしまして、まずNTTデータさんのシステムは、今後の災害復興支援に有用なシステムになるのではないかと感じております。もし分かれば、今現在の能登地区における公図、いわゆる公共座標のないデータの配備状況が分かればお教えいただきたいと思います。

あとは、私自身も第1回、第2回においては、やはり優先実施地区において推進すべきだと思っていました。DID以外に関しても、8割整備されているのなら、もう十分ではないかという思いも持っておりました。輪島、能登地区における整備状況というのは、先ほど御報告があったとおり1桁であり、我々も公図も見ていましたけれども、全然整備されていないということを目の当たりにしました。実際にこのような災害が起きると、未整備となる2割に対しても、ある程度ケアする必要があるのではないかと思います。

そうしまして、第7次は骨子案等々も出てきましたので、現状の在り方でブラッシュアップ

していくというやり方しかできないかと思いますけれども、第8次に向けては、やはり今までのやり方で少しづつ精度を上げていく、数字を上げていくという考え方では、それこそ本当に100年、200年かかる。我々土地家屋調査士とすれば、それだけ仕事があるので十分ですけれども、そういったことは言っていられない。であれば、8次の計画の中では、100%に速やかに到達するためにはどうするのか。現行のやり方で間に合わないことは重々承知しております。抜本的というのはざっくりとした言い方ですけれども、最新技術を使って、少し裏技を使ってでも100%を速やかに実現するといったことも検討する必要があるのでないかと御意見を申し上げます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、そのほかの方。千葉委員、お願ひいたします。

【千葉委員】 千葉でございます。よろしくお願ひします。

私から資料5の4ページからの第7次計画後半における取組の方向性についてということで、お願いベースも含めて質問させていただきたいと思います。

まず、(1)の地籍調査の実施環境整備についてですが、包括的な委託につきまして、官民の役割分担や責任の所在について配慮が必要ではないかと思います。

それと(2)の一筆調査の円滑化についてですが、オンラインによる境界確認手法、これはこれからやっていかなければいけないということだろうと思いますが、受発注者間では可能であろうと思われますけれども、土地所有者等との実施方法について、検討が必要かと思います。具体的な方策を明らかにするような実証実験等を行って、自治体による導入が進むようにしていただきたい。

(3)の都市部の地籍調査の推進ですが、街区境界調査につきましては、民有地と民有地の境界確認ができずに、街区境界未定が多いこともありますので、境界確認手法の再検討をしていただきたい。

さらに、19条6項の活用ですが、やはり公共座標での成果の作成が重要かと思いますので、後続作業の効率化のために一定規模の民間開発等について公共測量の手続と一体となった活用が有効ではないかと思っております。

(4)の山村部等における地域調査の促進ということにつきまして、こちらも栃木県さんのようにうまくいっているところは少ないかと思います。森林境界明確化事業との連携において、林務部局と地籍調査部局で測量方法や測量の精度に関してのすり合わせが必要ではないかと思います。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、もうお一方、御質問、御意見をいただきながら回答に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。お願ひいたします。

【金親委員】 司法書士の金親でございます。幾つか質問、意見を出させていただきましたところ、御丁寧に御回答いただきましてありがとうございます。

この中で本日配布された資料5の報告書の骨子案にも提起されているところで、都市部における地籍調査の推進、つまり加速化の課題について意見させていただきましたが、今後、都市部の地籍調査の柱になるのは街区境界調査ということになろうかと思います。それらの成果資料を公開することによって、その地域における測量成果は街区基本調査の成果資料に基づいて作成される。また、その測量成果が登記申請に反映されることとなれば、登記所に保管されるわけでありますので、実施主体である自治体とその成果を保管する法務局が一体となって精度管理をしていかねばなりません。そのことから、法務局においても測量成果を公開する制度を盛り込んでいただき、連携して精度を維持しつつ、測量成果を活用していくことが必要なのだろうと思っています。

この中で街区境界調査を進めていく上において、以前、配布していただきました資料2の8ページのアンケート調査結果がございます。その中で自治体の職員の皆様から率直な感想を申し述べていただきおりまして、街区境界調査における導入状況ということで、「費用に対し期待される効果が見込めない」という意見が1番多いところがございます。また、2番目に「実施例が少ないために不安がある」というところがございますので、今後、街区境界調査を実施促進するに当たって、自治体の皆さんに抱えているこれらの意見や認識に対して、その必要性を丁寧に御説明していただき、実施促進につなげていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つ、筆界特定制度の利用促進ということで質問させていただきました。地籍調査は単年度予算で実施しているということなので、作業工程等の制約から活用が図られないという御意見もいただいているところでありますけれども、地籍調査は一般的に3年計画で実施されていると思われます。この期間中に筆界特定制度を利用するということであれば、その申請時期は、筆界未定が想定される段階で申請するということになりますので、2年目作業のFⅡ工程の一筆調査及び一筆測量の実施後ということになろうかと思います。また、筆界特定の完了時期は、法務局側の処理期間を踏まえると、3年目作業のH工程の公開・訂正までということになりますので、単年度で処理をするということは事実上、難しいのでは

ないかと思います。年度を跨いで申請することが可能となるように御検討をいただければと思います。

私からは以上でございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、順にお答えいただこうと思いますが、まずN T Tデータの杉本様から、能登地区の配備率の件でお願いします。

【杉本様】 ありがとうございます。今の整備状況ですけれども、正直に申し上げまして、整備率は高くない状態になっております。もともと市街地を中心に整備を優先的に進めておりまして、そのロジックにはめると石川県は非常に自動化ができないような特殊なデータになっておりまして、後回しになっていたのですけれども、今回の震災を機に必ず使っていただける地域になるだろうということで、年明けから整備の順番を繰り上げて、優先的に整備を開始しております。2月中には能登半島エリアの整備が完了するのではないかというところです。今日も様子を見てきましたが、鋭意作成中ですので、改めて御報告させていただける状態になると思っております。

【布施委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【石野委員】 ありがとうございます。

【布施委員長】 それでは、残りは事務局からでよろしいですかね。

【實井地籍整備課長】 まず、石野委員からいただいた件ですけれども、8次計画に向けての取組という話ですが、御説明した内容につきましては、優先実施地域の考え方のところで説明をさせていただいたところでございますけれども、新しい技術を取り入れた新たな調査手法でありますとか、そういったものについても、もし可能なものが新たに出てくるのであれば、8次計画に向けて今後あと5年ほどありますので、あわせて検討してまいりたいと思いますので、もし何かございましたらアイデア等をいただければと思っております。

次に、千葉委員から5点ほどいただいたところでございます。御指摘ということで、今後、実際の場面において、いただいた御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。特に2番目のところでありますが、オンラインの筆界確認でございますけれども、まさにおっしゃったとおり、実際の所有者がどのような形でこれに参画していくのかというスキームについて実証が必要ではないかという御提案でしたので、例えば基本調査という国直轄の調査の中での対応なども含めまして検討してまいりたいと思っております。また、林務部局との連携につきましても、引き続き取り組んでまいる所存でございます。

金親委員から御指摘がございました筆界特定の促進につきまして、具体的な事例を挙げながら御説明をいただいたところでございます。これにつきましては、実施主体である市町村の方々の細かな不安等を払拭するために、このような場合はこういったことができるということ、特によくその辺を御存じの地籍アドバイザーの方々の活用等も踏まえまして、実施主体の方々の後押しができるように取組を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【布施委員長】 ありがとうございます。千葉委員からの御質問、御意見に関しましては幾つかにわたっていますので、次回の委員会のときにも整理して改めてまたお答えいただくという形になるかと思いますが、千葉委員、金親委員、よろしいでしょうか。

【千葉委員】 はい。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、次のラウンドに行きたいと思います。それでは、委員の皆様からぜひとも御意見、御質問をお願いいたします。

【佐橋委員】 私からまた同じような骨子案のことについて確認とお願いがありまして、発言をさせていただきます。

4ページの(4)の下から2つ目のところで「山村部でのリモートセンシングデータを活用した調査の更なる促進について、早急に検討が必要」であると書いてありますので、よろしくお願いしたいのですが、具体的に山村部でのリモートセンシングでの取組をしている上で感じたことを少し申し上げたいので、発言させていただきます。

内容は、国有林のことにつきましては先ほどの説明の中で言ったのですが、国有林だけでなく、行政財産で県有林、市町村有林、あるいは道路とか、そういうところが森林の中に全く同じレベルであるわけです。森林所有者は、航測法による筆界案に同意するわけですが、市町村、行政の人がどういう意識で同意をするかというところに疑問があります。同意手続きをするうえで、後々に責任が生じたりしては、いけないと思います。このため、森林地域については航測法で地籍計画、国土調査計画に認められた地域については、行政側での同意事務が円滑に進むようマニュアルというものを作ってもらったほうが市町村の所有林などにおける同意を取り付けるときも理解が得られやすく、マニュアルに沿って同意がスムーズに出せるのではないかと思いますので、その辺の検討もぜひお願いをしたいと思います。それは森林だけでなく、山の中に道路が通っていたりするときもあるわけです。道路台帳などがあって座標値があるところはいいですけれども、ないときにはどのような対

応をすべきか、という視点でマニュアルを作っていただければスムーズに進むと思いますので、そのような検討もお願いしたいと思います。

【布施委員長】 ありがとうございます。

では、オンラインで挙手をいただいているので、まずオンラインの方から御意見をいただきたいと思いますが、磯打委員、お願いいたします。

【磯打委員】 ありがとうございます。香川大学、磯打です。

私からは特段質問等というわけではないのですが、意見として一つ述べさせていただきます。

冒頭の御挨拶の中で、今回、能登半島地震の被災地域の地籍の確定の低さについて御指摘がございました。同様に、耐震化率についても非常に低い状況です。全国平均が9割弱という状況の中で、例えば珠洲市や輪島市については50%程度ということでございました。建物が崩れれば、やはり敷地だとか地籍の確定の必要性、つまり、そこの場所での生活再建等という状況の中で、今回のこういった検討の重要性が非常に高まってくるのではないかと感じております。

現在、内閣府で南海トラフ地震対策に関する被害想定の見直しを進めておりまして、能登半島地震の影響もあり、もしかしたら、この公表について少し時間がかかるかもしれないですが、過去10年間の中での地震・防災対策の実施状況について評価をする予定にしております。先ほど優先的に地籍を確定させていく整備の地域ということで、当然災害リスクエリアという御指摘もありましたが、災害リスクエリアということと防災対策の進捗状況が必ずしも高くなない地域に、こういった災害が発生すると、より地域の復旧・復興に被害が与えられ、加えてその地域で地籍の確定がなされていない状況であれば、復旧・復興にさらに影響があることもありますので、これまでの防災対策の実施状況、そして現在の状況、そして災害リスクエリアといったような複合的な要因を踏まえた優先地域の設定ということも丁寧に見ていく必要があると感じたところです。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、前葉委員、お願いいたします。

【前葉委員】 ありがとうございます。リモートから失礼します。津市長の前葉泰幸でございます。

私は資料5で少し意見を申し上げたいと思います。

3ページですが、行数で言うと135、136辺りからですが、地籍調査で技術者の単価

が上がっている。これは公共事業、いろいろと一般的に物価も含めてですけれども、人件費が上がっているということで、そのために、結局、実施環境が厳しさを増しているということなのかどうかということですけれども、単価が上がれば、実施箇所数が少なくなるというのは同じ予算であればやむを得ない。ということで、例えば国交省の公共事業部局は、単価が上がったのだから予算をもっとつけろという形でかなり強く財務省に言っているし、実際に自治体からも、そのように言いましょうという方針が出ているわけです。

ですから、単価の上昇だとかいうことをあまりネガティブに捉えてシクリンクしていく必要はないと思いますし、同じ意味で担当職員数の減少を受け入れてはいけないと思います。要は減少していくのがトレンドだと言ってしまうと、結局、包括委託をもっと使いましょうみたいなところになっていく。

本来の姿は、当然地籍調査の重要性をしっかりと理解して、できる限り個別に自治体職員が関わる形で、地籍調査を進めていくものであり、そのために、土地家屋調査士さんなどに個別に御協力いただきながらできる限り直営に近い形で丁寧に地籍調査を進めるというのが有効で、しばらくお休みしていてできないところは包括委託の方法もあります、といったぐらいの感じが私はいいと思います。したがって、4ページ、160行以降ですが、実施環境の整備の前かと思いますが、そもそも地籍調査の重要性を改めてしっかりと伝えていこう、そういう認識を再確認していこうということを言っていただくほうがいいと思います。

社会インフラだと書いていただいて大変ありがたいですが、社会のインフラであれば、地籍調査の重要性を広くもっとアピールしましょう。例えば政府の広報、それから以前から申し上げました学識経験者の御研究で、そういうことを論文等でどんどん発表していただく。我々政治家が認識をしっかりと持つべき、こういうことを広く国民に理解していただきたいと思います。

そこで、恐らくこの後、今日は骨子ですから、もうちょっと肉づけされてくると思うのですが、財務省に向かって、どういうふうに地籍調査の予算を増やすようアピールしていくかということで言えば、各論でいろいろ出てくると思いますが、例えば公共事業を進める際に地籍調査をあらかじめやっておくことが非常に重要なので、公共事業予定地について地籍調査を進める場合には、国費を先に入れたほうが、後から公共事業を進めるときに、地籍が混乱していて進まないなどということがないので、公共事業関連部門をしっかりと予算づけていきましょうとか、そういうことにつながるような力強い小委員会報告を出していただくようお願いを申し上げまして、意見を申し述べたという形で終わらせていただきま

す。委員長、ありがとうございました。

【布施委員長】 どうもありがとうございました。力強いメッセージをいただいたと思っております。

それでは、今、3名の委員の方々から御意見をいただきましたので、これも全て事務局からでよろしいですか。

【實井地籍整備課長】 佐橋委員から山村部のリモセンのことにつきまして、国有林野との境界だけではなくて、いわゆる公有地の境界確認といった部分の取扱いについて、マニュアル等があったほうがスムーズに進むというような実際の現場での活動を踏まえた御提案をいただいたところでございます。まず、その実態等々を確認させていただきながら、どのようなマニュアルが作れるのか、その辺、検討いていきたいと思います。ありがとうございました。

磯打委員からいただいたのは、第8次に向けて優先実施地域をどう考えていくかというところで、災害リスクだけではなくて、もっと防災対策の検討状況等、様々な要因も踏まえて幅広く検討を丁寧に見ていくべきという御指摘をいただいたところでございます。今後、防災担当の方々にも意見を伺いながら、その辺につきまして注意しながら検討していきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、前葉委員からいただきました部分でございます。第7次計画後半における取組の方向性の(1)の冒頭部分、まずもって地籍調査の重要性についてしっかりと書き込むべきではないかというような重要な御意見をいただいたところでございます。今後、この部分に内付けをしながら報告書をまとめていく中で、いただきました御意見等を踏まえてしっかりと検討して作業させていただきたいと思います。ありがとうございました。

【布施委員長】 ありがとうございます。最後の前葉委員のところは、報告書に書き込むだけではなくて、国民の皆様に再認識していただくための方策を講じるべきなのではないかということも含まれているかと思いますので、お願いいいたします。

ただいま御質問、御意見をいただいた方、よろしいでしょうか。ありがとうございました。  
それでは、次のラウンドに進みたいと思いますが、そのほかの委員の皆様からいかがでしょうか。お願いいいたします。

【吉原委員】 本日は大変貴重な御発表、御説明ありがとうございました。私からは1点、資料5につきましてコメントを申し上げたいと思います。

4ページの156、157行目にある「地方公共団体が地籍調査を安定的に実施可能となるよう

な方策について、足下での方策に加え、より長期的な視点に立った検討が必要」という記載について大変重要であると思った次第です。今から申し上げることは、ちょっと極端な意見かもしれませんので、必ずしも報告書に書いていただきたいという趣旨ではなくて、あくまでも議論の材料として申し上げたいと思っております。

今、前葉委員より大変重要な御指摘があったと思っております。国民に地籍調査の重要性を伝えていき、そして十分な予算を確保していくということが本当に重要であると私も思いました。その一方で、市町村の状況は大変厳しいところが多いとも伺っております。各市町村は人口規模も様々であり、そして職員は二、三年の短期で異動していくということを考えますと、その職員の人たちに専門性をどこまで求めていいのだろうかとも思います。余裕のある自治体であれば、人員を増やしていくという選択肢もありますし、また、それが前回の津市のお話にもありましたように、大変すばらしい成果につながるわけですが、それがかなわない自治体が多いことを考えますと、そういうところを勘案した上で、現実的なこれから地籍調査のあり方について考え方について考えていく必要があるのではないかと思います。

今のやり方をこのまま延長していくだけでは、恐らく進捗率の飛躍的な向上を期待することは大変難しいのではと思います。地籍調査は国土管理の土台であるということを考えると、また急速な人口減少、それから震災の危機が本当に迫っていることを考えますと、国が直轄で行う部分をもう少し増やすべきだと考えます。市町村の関与を減らすべきだと言っているのではなくて、今、前葉委員のお言葉にもありましたように、あくまでも市町村が、自治体職員が直接関わることが本当に必要です。そしてまた、今日の御発表にもあったような森林組合など、地域のことをよく分かっている主体がリードしていくことが何よりも重要であると思います。

ただ、地域差や人員の厳しさ、また、その人員に求められる専門性の高さを考えますと、国がしっかりとサポートしていく必要があろうと思います。それは国が直接各市町村を応援するだけではなくて、例えば極論ですけれども、各都道府県レベルで国の出先機関のようなものを作り、そこでしっかりと法務局との連携を図るとか、情報を伝える、それから困ったときの相談に応じるといった体制を作っていくことも一案ではないかと考えます。

今回の議論の中でも、法務局との連携が必要だということが言われますけれども、なぜ法務局が重要かというと、全国50か所に出先機関があり、そこには登記官という専門性の高い方が安定的にいるからだと思います。地籍調査においても、あるいはより広く、これから的人口減少時代の国土政策においては、そうした国が直轄でしっかりと市町村を支えてい

く体制が必要なのではないかと思った次第です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。それでは、そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。では、内海先生、お願ひします。

【内海委員】 内海でございます。

幾つか御指摘したい部分もあるのですが、時間もないということですので、今、吉原委員からおっしゃった内容に関連するような形で一つ、資料5について意見を述べさせていただきたいと思います。

3ページ目の地籍調査を取り巻く近年の動向についてという点ですけれども、前回、前々回の議論、そしてヒアリングなどにおいても、市町村における人材不足ということは、地籍調査の体制に関する大きな背景になっていることは議論してきたかと思います。また、このことは包括委託などを行っていく上で一つの根拠になっていると考えています。人材不足についての指摘などで吉原委員から御指摘などもありましたが、問題は担当者が1人以下の自治体が少なくないということで、どのような効果を出すかということ以前の問題として、制度や技術を改正したり、あるいは新しい技術を導入したりしたとしても、それを運用していく人材がないという問題がある。この点、取り巻く動向のところで一切触れられていません。この点はかなり問題となる背景であり、今後の目標とか方向性を示す意味で非常に重要なと思われますので、それをしっかりと付記いただいた上で、今後の方向性、包括委託の改善策などの具体的な展開をお示しいただきたい。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、もうお一方、お受けしたいと思います。お願ひいたします。

【藤巻（梓）委員】 国土館大学の藤巻でございます。本日は非常に貴重な御講演、御報告をいただきまして、ありがとうございました。

私からは民法との関係について1点だけ、これは御質問というよりも今後の検討に向けてお願いしたい点を申し上げたいと思います。

まず、2ページの78行目からの既に実施されている措置ということで、所有者等の所在が不明の場合の筆界案の公告による調査について、これはもう既に実施されているということで、さらに続けて4ページ目の176行目でございますけれども、所在が不明の場合に限らず、所在は分かっているけれども無反応であるという場合について、これを立会いがあったものとみなすという可能性を広げる、聞くということに関しましては、基本的にその方針について賛同いたします。

その際に検討をお願いしたい事項ですけれども、これは今すぐの課題ではないと思いますけれども、3ページに今般の民法、それから不動産登記法の改正との関係についての言及をしていただいておりますけれども、これまで民法と立会いとの法的な関係というものがほとんど議論されておりませんので、新たに議論を立ち上げるということは非常に難しいところがありますけれども、山林等におきましても土地が共有関係にあるというケースは結構多いのではないかと思いますし、その共有関係においては、対内的な共有者の間の中の関係に関するルールと対外的な関係に関するルールというものを分けて御検討いただく必要があるかと思います。

例えば、対外と言いますと、共有者のうち一定の割合の持ち分を有する者が立会えば、立会いがあったとすることができますかどうか。あるいは対内関係に関しましては、同様に一定の共有者の立会いがあれば、共有者の中においても、筆界案のとおりに境界が確認されたということになるのかどうか。このあたりを分けて考えていくことが必要になるのではないかと感じております。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。それでは、こちらも全て事務局からお願いいたします。

【實井地籍整備課長】 ありがとうございました。

まず、吉原委員からいただいた御意見、自治体の厳しい状況の中で国がもっと寄り添った形で行政を進めるような、国が市町村を支えるような形で何かできないのかということで、一つの提案としては出先機関で法務局さんのようなネットワークができればというような御提案かと思います。やり方はいろいろあるかと思います。組織というのはなかなか難しゅうございますので、いかに実施主体である市町村の方々に寄り添っていけるかというところで、今は地籍アドバイザーを派遣したり、要請に応じて国の職員が現地でいろいろな研修の場で立ち会ってお話をさせていただいたりということをやってきているところでございますけれども、今後さらに一歩進んで何ができるかということについては、引き続き、現地の声をよく聞きながら対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

内海委員からは、市町村の状況について、「取り巻く近年の動向」の整理の中で、実施主体である市町村の状況が書き込まれていないので、その部分もちゃんと書き込むべきではないのかという御意見をいただいたものと考えております。今の資料につきましては、4項目で整理しております。まさにおっしゃったとおり、実施主体である市町村の動向の部分が入っておりませんので、いただいた御意見を踏まえまして検討させていただければと思

ます。ありがとうございました。

藤巻（梓）委員からは、所有者不明関係で実施している取組と、それを踏まえて今回、無反応者への対応として新たな措置をするということについて御賛同いただけたこと、ありがとうございます。それに加えまして、将来的な部分で民法の改正との関係等につきまして御意見をいただいたところでございます。前回、民法の改正と共有の関係について簡単にまとめた資料を用意させていただいたところでございますけれども、民法の話と立会いの話につきましては、次回、8次計画に向けて、民法の見直し等の状況も踏まえながら、しっかりと検討させていただき、また御相談させていただきながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【布施委員長】 ありがとうございます。今の地籍アドバイザーのお話ですけれども、前回、藤巻慎一委員からも御意見があったとおり、地籍アドバイザーをもっと組織的にできないかというところが多分今日の吉原委員からのお話とも関係するところかと思いますので、少しそこの御検討というか、議論をまた考えていただければと思います。ありがとうございました。

あともう少しだけ時間がありますが、いかがでしょうか。まだ本日御発言いただいている小野委員、久保委員、藤巻慎一委員、いかがでしょうか。小野委員、お願ひします。

【小野委員】 小野です。本日はいろいろな資料、ありがとうございました。

私から土地分類基本調査について1点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。

第16回の資料に具体的施策の方向性、方策の方向性ということで、調査技術の進展を踏まえた効率化・高度化という御記載があります。しかしながら、今回の御提示いただいている骨子案に、その記載が見受けられない形となっておりまして、整備の加速化に関して、加速を進めるに当たっては、空間情報の技術も日々進化をしているため、この点についても触れてよいのではないかと考えております。

【布施委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。どうぞ。

【藤巻（慎）委員】 藤巻です。

吉原委員の意見に全面的に賛成です。前回、地籍調査に関する予算を90%国が負担するよう法律を改正してはどうかという意見に対して、自治事務なので、国が主体的に絡むのはどうかという回答があり、それに関して非常に疑問を持ち続けていました。自治事務であり、やる気のある自治体が、声を上げたところは地籍整備が進み、このような震災が起こったときに、整備率が低いところは運が悪かったということで済ませていいのか。地籍調査と

いうのは、本来、国として国土の状況をきちんと把握するべき事業だと思っているので、自治事務だから、自治体の方々のやる気を一生懸命盛り上げるのが国の仕事と思っているようでしたら、自治事務であることそのものを見直すべきではないかと、そう思っています。

地元自治体と国が連携してやらなければいけないのは当然だと思いますけれども、国土のあり方に関して52%しか把握していない。そして、震災がもう数十年以内に来る。人口もこれから数十年の間にどんどん減っていくということを分かっていながら、地方の自治体の力がどんどん低下していく中で、いつまでも自治事務だからという言葉で済ませていられる状態ではないのではないかと思っています。

石野委員からも、もう今までの既成概念を変えてやるべきだという意見も出ています。私も本当にそう思います。この状況の中で、危機感のない計画を作っていくことは責任がないとしか感じられません。私は石川の地震を見ていて、自分自身、ふがいないというか、去年の会議でもっと厳しく言えばよかったですと、自分自身に対する怒りがありました。以上が意見です。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。久保委員、何か御意見等はございますか。

【久保委員】 早稲田大学の久保でございます。

質問というか単なる感想でございます。本日、NTTデータの杉本様の御講演、大変印象的でございました。こういう図が全国にできているのが本当は当然なのだろうなと思いつつ、かなり進歩していることがよく分かりました。

1個だけ質問ですが、このような図を作っていただいた場合の信頼度というか、正確度はどのように考えたらよろしいのかと思った次第でございます。ありがとうございます。

【布施委員長】 どうもありがとうございます。それではまず、NTTデータの杉本様にお答えいただいてから、前2者の件を事務局からと思います。

【杉本様】 信頼度に関しましてですけれども、G空間情報センターから公開されたデータを正として地図上に重ね合わせておりますので、その時点はどうなのかというところがまず一つ観点としてあると思っております。そういう意味ですと、ちょっと検証しきれておりませんが、今の行政界ですか地形に合わせて、はまっているところをサービス提供している形にはなっておりますので、地権者を確認したりですとか、土地の形を確認したりするという観点では業務に耐えられるようなレベルになっている。ただ、実際の区画と合っているかどうかというところに関しては、申し訳ありませんが、そこまでの精度は出ていない状態なのではないかと考えております。

【布施委員長】 ありがとうございます。

それでは、最後に事務局からお願ひいたします。

【遠山大臣官房参事官】 第16回で、解析技術を用いた手法の検討ということを御説明させていただきました。第7次計画でそういった方向性（解析技術等の進展を踏まえた効率的な調査手法の導入）をお示しいただいたものですから、第7次計画の前半期間でDEMを使用した効率的な調査手法というのを見いだしまして、令和5年度から活用しております。そのほかAIを活用した手法等も検討はしたのですが、現段階ではなかなか導入が難しいだろうというような結論に達しております。

【布施委員長】 空間情報技術の進展に関しては、地籍のほうも関係するところかと思いまので、そこも併せて實井課長からお答えいただければと思いますが。

【實井地籍整備課長】 地理空間情報の関係で地籍調査の活用、今日はNTTデータさんからも発表いただいたところでございますけれども、実際にデータがオープンになったのは去年の1月で、法務局のデータがオープンになって様々な民間事業者がその活用について実際に緒についた段階かと思っております。地籍調査を進める上でも、ただ単に調査をするだけではなく、そういった出口の利活用というところも含めて検討していきたいということで、今回の報告書の中の一部に地理空間情報の関係も記載したところでございます。今後、日進月歩で日々新しいものが出てくるかと思いますので、その辺につきましても注意を払いながら取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

藤巻慎一委員からは、前回のお話も踏まえてということでございましたけれども、地籍調査につきましては、自治事務として実施主体は市町村でやっていただいているところでございますが、おっしゃるように、国策として國のあり方、國の形をはっきりと調べていくということの重要性をしっかりと考えるべきだ、認識すべきであるというところにつきましては、真摯に受け止めさせていただきたいと思っているところでございます。引き続きではございますけれども、市町村の取組をしっかりとフォローしながら、要望に応じた予算も確保しつつ進めていかなければと思っているところでございます。至らない点も多々あろうかと思いますけれども、引き続きしっかりと取組を進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、石野委員の発言も引用されまして、これまでの従前どおりの取組だけでいいのかというような御指摘もいただいたところでございます。8次計画に向けて、今後5年間あるわ

けでございますけれども、今回的小委員会の中で令和2年に取り入れたものにつきまして評価をし、さらなる円滑化・迅速化のための取組として何かできないかというところについて今回御議論いただいたところでございます。次の8次計画に向けた5年間、無為に過ごすわけではなく、8次計画に向けて検討すべきものについてきちんと検討していくというところについての激励だという形で捉えさせていただいたところでございます。8次計画に向けてもしっかりと検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【布施委員長】 ありがとうございます。まだまだ皆様から御意見があるかと思いますが、時間も定刻を過ぎておりますので、本日、御意見をいただく機会はここまでにさせていただき、まだあるという御意見はまた事務局にメールでもお寄せいただければと思いますので、何とぞ御協力をお願ひいたします。

本日いただいた意見、また後日いただいた意見につきましては、事務局で論点を整理させていただいて、次回以降に骨子案プラスアルファという形になるかと思いますが、御提示いただきことになるかと思います。

それでは、全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。

時間をもう5分ほど過ぎてしまっておりますが、本日の議事はここまでにさせていただきたいと思います。皆様、御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【橋国土調査企画官】 布施委員長、ありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程等について御連絡いたします。次回は3月13日水曜日15時から17時の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。詳細が決まりましたら追って事務局から御連絡いたします。

次回の議題でございますが、本日皆様からいただいた報告書骨子案に関する御意見等も反映した報告書案の形で事務局から提示させていただき、報告書案について御議論いただく予定としております。具体的な議題が決まりましたら、こちらも改めて事務局から御連絡いたします。

連絡は以上です。

以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会（第18回）を閉会させていただきます。本日は熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。